

項番	(あ) 諮問 受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)			(お) 担当	(か) 補正依頼	(き) 補正依頼に対する回答	(く) 決定	(け) 却下する理由	(こ) 異議申立て 年月日
				利用停止請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の運用及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項	利用停止請求の趣旨	利用停止請求の理由						
1	平成25年度 諮問受理第 69号	平成25年 7 月 4 日付け 大生保生第 437号	平成25年 4 月 11 日	大生支第469号・生保生第73号・(大生保生第33・640号大生保生第218号(3件共同ケース記録票)・大健福6290号(大福祉第1317号・〃第1951号・大生保生第574号)「不存在」大個審答申第57号・大情審答申第332号	【利用停止を求める箇所】 準拠不明、法的根拠「不存在」(上記4件) ※神経症・抑うつ状態の規定 【求める措置の内容】 消去	末診発行不要見解(局)より、利用目的皆無。 社援第3239号は、区主張③ア(通知上)除外。	生野区役所 保健福祉課 (生活支援)	平成25年 5 月 9 日付け 大生保生第 140号	【利用停止請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の名称及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項】 通院「原則」規定を引用する区主張は、実態欠く上にも引用は、法令反す。※上記、通知上、Ⅰ－4(3)・(2)④イは、「同意書」添付有 大生保生第251号「指導理由」不存在決定。 法第50条は、市除外。(都道府県知事の権限) 本市は、法第84条第2項の規定を主張欠く。 【利用停止請求の趣旨】 消去の請求為、全面的消却。末通院不知。(区主張) 利用目的不明。(通院無い、病状照会)末通院には、カルテ欠く(カルテ無く、回答は「指導」従う為。 供述・記述・記載は、整合性欠く。 通知書A「情報得ず」示されているとうり、情報欠く。 【利用停止請求の理由】 個人情報保護条例第6・13条とうり。(正確さ欠く区主張) 〃第1～3条とうりの自己情報コントロール権迫害禁止。大生保生第48号「不」決定。「52号「不」〃。 大健福第4419号(大健福第2711号)・1098・6054(大健福第4090)号	平成25年 5 月 27 日付け 大生保生第 269号 利用 停止請求 却下決定	利用停止請求書の各欄等の記載内容が不明瞭なため、請求者に対して補正通知を行い、保有個人情報の特定や利用停止請求の趣旨及び理由について明らかにするよう求め、平成25年 5 月 23 日に補正依頼に対する回答書が提出されたが、回答書の記載内容では保有個人情報の特定等ができず、利用停止請求に係る措置を講じることができないため。	平成25年 6 月 4 日
2	平成25年度 諮問受理第 74号	平成25年 8 月 2 日付け 大市民第 6108号	平成25年 6 月 4 日	大市民第6013号・〃第256号同資料※大市民第6014・8・94号「不」有。 添付＝市民の声No.1001-10186-001-01 ①②⑥⑦	【利用停止を求める箇所】 【求める措置の内容】 消去	整合性欠く。啓発センター分「不」決定数々の一貫性欠く。「通知書」(平成21年 2 / 3 分)・大市民第6137号	市民局総務課総務グループ、大阪市人権啓発・相談センター	平成25年 6 月 24 日付け 大市民第 6081号	【利用停止を求める箇所】 大情審答申第272・322号「案件中、大市民分」及び、「11」表示の答申類。→憲法第99条「従事」義務負う 専門相談事業の弁護士記録票(〇〇・〇〇・〇〇・〇〇・〇〇弁護士分等) 【利用停止請求の理由】 大市民第152・153・5032・6058号や不承認の証拠物件「不存在」等々の当局保有分より、整合性欠く為、消却要す。不整合は、行政文書概念・定義・定説反す。	平成25年 7 月 16 日付け 大市民第 6094号 利用 停止請求 却下決定	利用停止請求書に記載された内容が不明確であるため、平成25年 6 月 24 日付けで大阪市個人情報保護条例第37条第2項に基づき補正を求めたところ、7 月 2 日付けで補正に対する回答書が提出されたが、当該回答書の内容では、当該請求の趣旨及び理由が不明確であることから、同条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成25年 7 月 19 日
3	平成25年度 諮問受理第 129号	平成26年 3 月 31 日付け 大総務第 e －294号	平成25年 12 月 3 日	大総務第 e－3・e－26号「消費者センターの件3事業者」 大市民第6137号「〇〇弁護士記録票」添付する。	【利用停止を求める箇所】 全文消去 【求める措置の内容】 消去	判決(〇〇・〇〇)と相違する。 〇〇の見解は、当センター自体無い。大市民第6138号「〇〇弁護士記録票」添付する。 ※〇〇弁護士は、矛盾する。	総務局行政課(情報公開グループ)	平成25年 12 月 13 日付け 大総務第 e －191号	補正依頼に対する回答なし	平成26年 1 月 16 日付け 大総務第 e －237号 利用 停止請求 却下決定	利用停止請求書に記載された保有個人情報を特定するに足りる事項及び当該請求の理由が不明確であり、かつ当該請求書に添付すると記載された資料の添付がないため、平成25年 12 月 13 日付けで大阪市個人情報保護条例第37条第2項において準用する第18条第3項に基づき補正を求めたところ、補正に対する回答書及び資料の提出がないことから、第37条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成26年 3 月 12 日
4	平成25年度 諮問受理第 130号	平成26年 3 月 31 日付け 大総務第 e －295号	平成25年 12 月 3 日	大総務第 e－3・e－26号「他法異議申立人の件」 大市民第6139号「〇〇弁護士記録」・6167号「回答書」添付する。	【利用停止を求める箇所】 全文消去 【求める措置の内容】 消去	「無診療」の回答を有効とする他法他施策の活用する規定欠如。所管の見解(福祉局・健康局)を「不正確」扱い不正行為。(越権行為)	総務局行政課(情報公開グループ)	平成25年 12 月 13 日付け 大総務第 e －192号	補正依頼に対する回答なし	平成26年 1 月 16 日付け 大総務第 e －243号 利用 停止請求 却下決定	利用停止請求書に記載された保有個人情報を特定するに足りる事項及び当該請求の理由が不明確であり、かつ当該請求書に添付すると記載された資料の添付がないため、平成25年 12 月 13 日付けで大阪市個人情報保護条例第37条第2項において準用する第18条第3項に基づき補正を求めたところ、補正に対する回答書及び資料の提出がないことから、第37条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成26年 3 月 12 日
5	平成26年度 諮問受理第 32号	平成26年 6 月 17 日付け 大生保生第 312号	平成26年 3 月 12 日	「〇〇診療所の診療状況照会書」 (大個審答申第69号「大生保生第399号(不承認)」理由内、1001-12776-001-01欠く) (大個審答申第57号事案「大生支第470号(不非開)」、決定事項有)	【利用停止を求める箇所】 全文の全部 【求める措置の内容】 消去	大福祉第3281号「市民の声No.7点」決定は、非該当に基づき、発行を不適切見解 市民の声No.1001-12776-001-01「無診療」診断不適切の行政指導は、一致	生野区役所 保健福祉課 (生活支援)	平成26年 4 月 3 日付け 大生保生第 7号	補正依頼に対する回答なし	平成26年 4 月 21 日付け 大生保生第 87号 利用 停止請求 却下決定	利用停止請求書の記載内容では本件請求に係る保有個人情報が、大阪市個人情報保護条例第36条第1項第1号に記載された各条項に違反しているのかが明らかでなかったため、平成26年 4 月 3 日に補正の依頼をしたが、回答期限である 4 月 16 日までに補正依頼に対する回答書の提出がなく、請求の要件を満たしていないと認められるため。	平成26年 5 月 7 日
6	平成26年度 諮問受理第 54号	平成26年 7 月 31 日付け 大生保生第 542号	平成26年 5 月 7 日	大個審答申第69号「大生保生第399号」件 6・7 行政指導(大政第 e－358号) 「他法の医師回答(〇〇CW見解)」件 「神経症」除外する下記「不」件、下記示す！！	【利用停止を求める箇所】 全文消却すべき、法第25条2項「保護変更」事実欠如する3ヶ月以上未受診。(受診していない) 【求める措置の内容】 消去	大生保生第684号「不非公開、法第25条2項「通院無い」保護変更不可。(事実欠如)大福祉第3281号(市民の声6点) 大健こ第258・580号「不非公開、大福祉第3570号「不非公開」(「神経症」事例欠如件)	生野区役所 保健福祉課 (生活支援)	平成26年 5 月 14 日付け 大生保生第 176号	補正依頼に対する回答なし	平成26年 5 月 29 日付け 大生保生第 241号 利用 停止請求 却下決定	利用停止請求書の記載内容では本件請求に係る保有個人情報が、大阪市個人情報保護条例第36条第1項第1号に記載された各条項に違反しているのかが明らかでなかったため、平成26年 5 月 14 日に補正の依頼をしたが、回答期限である 5 月 23 日までに補正依頼に対する回答書の提出がなく、請求の要件を満たしていないと認められるため。	平成26年 7 月 3 日

別表 3

項 番	(あ) 諮問 受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え)			(お) 担当	(か) 補正依頼	(き) 補正依頼に対する回答	(く) 決定	(け) 却下する理由	(こ) 異議申立て 年月日
				利用停止請求に係る保有個人情報を取り扱う事務の雇用及び内容その他保有個人情報を特定するに足りる事項	利用停止請求の趣旨	利用停止請求の理由						
7	平成26年度 諮問受理第 68号	平成26年 8 月14日付け 大生保生第 599号	平成26年 5 月 7 日	大個審答申第69号「大生保生第302号」件 「〇〇病院」件	【利用停止を求める箇所】 全文消去すべき、「法令通知」反則示す。 【求める措置の内容】 消去	「社保第727号」第3－10「急迫保護等」免責は無い 社発第194号」急迫保護の免除は無い。	生野区役所 保健福祉課 (生活支援)	平成26年 5 月14日付け 大生保生第 172号	補正依頼に対する回答なし	平成26年 5 月29日付け 大生保生第 237号 利用 停止請求 却下決定	利用停止請求書の記載内容では本件請求に係る保有個人情報、大阪市個人情報保護条例第36条第1項第1号に記載された各条項に違反しているのかが明らかでなかったため、平成26年 5月14日に補正の依頼をしたが、回答期限である 5月23日までに補正依頼に対する回答書の提出がなく、請求の要件を満たしていないと認められるため。	平成26年 7 月14日
8	平成26年度 諮問受理第 69号	平成26年 8 月14日付け 大生保生第 601号	平成26年 5 月 7 日	大個審答申第69号「大生保生第302号」件 「教示」件	【利用停止を求める箇所】 全文消却すべき、「政令」反則。 【求める措置の内容】 消去	「政府官報号外第135号（S. 40. 12. 18）」は、特別永住者は日本人同等扱い政府見解の「生活保護」明示有。法第79号、法第145号	生野区役所 保健福祉課 (生活支援)	平成26年 5 月14日付け 大生保生第 173号	補正依頼に対する回答なし	平成26年 5 月29日付け 大生保生第 238号 利用 停止請求 却下決定	利用停止請求書の記載内容では本件請求に係る保有個人情報、大阪市個人情報保護条例第36条第1項第1号に記載された各条項に違反しているのかが明らかでなかったため、平成26年 5月14日に補正の依頼をしたが、回答期限である 5月23日までに補正依頼に対する回答書の提出がなく、請求の要件を満たしていないと認められるため。	平成26年 7 月14日
9	平成26年度 諮問受理第 70号	平成26年 8 月14日付け 大生保生第 603号	平成26年 5 月 7 日	大個審答申第69号「大生保生第432号」件 「〇〇病院〇〇入電」件 ※生野区〇〇職員は、生活保護制度上「予約」否定の連絡は、不自然。	【利用停止を求める箇所】 全文消去すべき、生活保護法第50条反則。 【求める措置の内容】	本件こそが、「予約受診」治療中拒否する「法第50条」件である。 〇〇所見「〇〇疑う」見解有り、治療中の行為。	生野区役所 保健福祉課 (生活支援)	平成26年 5 月14日付け 大生保生第 174号	補正依頼に対する回答なし	平成26年 5 月29日付け 大生保生第 239号 利用 停止請求 却下決定	利用停止請求書の記載内容では本件請求に係る保有個人情報、大阪市個人情報保護条例第36条第1項第1号に記載された各条項に違反しているのかが明らかでなかったため、平成26年 5月14日に補正の依頼をしたが、回答期限である 5月23日までに補正依頼に対する回答書の提出がなく、請求の要件を満たしていないと認められるため。	平成26年 7 月14日
10	平成26年度 諮問受理第 71号	平成26年 8 月14日付け 大生保生第 605号	平成26年 5 月 7 日	大個審答申第69号「大生保生第366号」件 「遠視メガネ（却）」件	【利用停止を求める箇所】 全文消却すべき、「社発第727号」反則有。 【求める措置の内容】 消去	「社発第727号」第3－6 治療材料（眼鏡）＝医療扶助 大政第 e－43号（市民の声12点）にも「保護課」指導有。	生野区役所 保健福祉課 (生活支援)	平成26年 5 月14日付け 大生保生第 175号	補正依頼に対する回答なし	平成26年 5 月29日付け 大生保生第 240号 利用 停止請求 却下決定	利用停止請求書の記載内容では本件請求に係る保有個人情報、大阪市個人情報保護条例第36条第1項第1号に記載された各条項に違反しているのかが明らかでなかったため、平成26年 5月14日に補正の依頼をしたが、回答期限である 5月23日までに補正依頼に対する回答書の提出がなく、請求の要件を満たしていないと認められるため。	平成26年 7 月14日
11	平成26年度 諮問受理第 174号	平成27年 2 月26日付け 大生保生第 1590号	平成26年11 月14日	〇〇診療所の「診療状況について」（回答）※H20. 3／26→3／29の法第4条を法第50条指導！！ （市は大生支第470号「不非開示（H22. 2／17）」）件見解有。）	【利用停止を求める箇所】 全文＝「未受診」レセプト欠く 法規「治療必要な方」 【求める措置の内容】 消去	自立支援医療（精神通院医療）の取り扱い欠く。※大生保生第902号「不」件 法律第123号見解「大健福第6290号」不件・「大福祉第1951号」不件	生野区役所 保健福祉課 (生活支援)	平成26年12 月 9 日付け 大生保生第 1234号	補正依頼に対する回答なし	平成27年 1 月 7 日付け 大生保生第 1368号 利用 停止請求 却下決定	利用停止請求書の記載内容では、本件請求に係る保有個人情報が大阪市個人情報保護条例第36条第1項第1号に記載された各条項にどのように違反しているのか明らかでなかったため、平成26年12月 9日に補正の依頼をしたが、回答期限である12月22日までに補正依頼に対する回答書の提出がなく、請求の要件を満たしていないと認められるため。	平成27年 1 月13日
12	平成27年度 諮問受理第 219号	平成27年11 月27日付け 大市民啓第 117号	平成26年 3 月12日	大市民第6121号「開示する職員作成書面」 1001-12640-001-01（H22. 9／16） 2点 （「ケース記録票は、H20. 4／1「自立支援医療の申請見合わず）」	【利用停止を求める箇所】 指導は、有効性※6161号「不」非開示（指導して）いる記録欠如）6163・6200号「却」理由欠如。 【求める措置の内容】 消去	大福祉第3281号「開示」する市民の声No. 7点は、各々が、「異議申立人様は、非該当者より、発行不適切を見解示す」	大阪市人権 啓発・相談 センター	平成26年 4 月 7 日付け 大市民啓第 7号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年 4 月11日付け 大市民啓第 9号 利用 停止請求却 下決定	利用停止請求書に記載された保有個人情報を特定するに足りる事項、当該請求の趣旨及び理由が不明確であるため、平成26年 4月 7日付けで大阪市個人情報保護条例第37条第2項において準用する第18条第3項に基づき補正を求めたところ、補正に対する回答に応じないことから、第37条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成26年 5 月 7 日

（注） 1 （え）欄及び（き）欄については、原則として異議申立人の記載のとおりとしている。
2 （お）欄については、（く）欄に記載の決定時点における担当名としている。